

盛岡北部行政事務組合からのお知らせ

介護保険料について詳しくは、盛岡北部行政事務組合 ☎0195-74-2716まで

介護保険料が変わりました

介護保険制度は、3年ごとに事業計画の見直しを行います。八幡平市、葛巻町、岩手町で構成する盛岡北部行政事務組合では、これまでの実績から第7期事業計画を策定し65歳

以上の人（第1号被保険者）の介護保険料を改訂しました。平成30年度から平成32年度までの介護保険料（年額）は次のとおりになります。

段階	対象	年額の保険料（～32年度まで）	これまでの差額
第1段階	▷世帯全員が住民税非課税で、老齢福祉年金を受給している人 ▷生活保護を受給している人 ▷世帯全員が住民税非課税で本人の前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の人	34,500円	1,900円増
第2段階	▷世帯全員が住民税非課税で、本人の前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円を超えて120万円以下の人	55,100円	3,400円増
第3段階	▷世帯全員が住民税非課税で、第1段階、第2段階以外の人	55,100円	3,400円増
第4段階	▷本人が住民税非課税で、世帯の中に課税者がいて、本人の前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の人	66,200円	4,100円増
第5段階	▷本人が住民税非課税で、第4段階に該当しない人	73,500円	4,500円増
第6段階	▷本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が120万円未満の人	91,900円	5,700円増
第7段階	▷本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が120万円以上200万円未満の人	95,600円	5,900円増
第8段階	▷本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が200万円以上300万円未満の人	110,300円	6,800円増
第9段階	▷本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が300万円以上の人	125,000円	7,800円増

葛巻病院からのお知らせ

糖尿病教室を開催します

葛巻病院では、次のとおり糖尿病教室を開催します。教室では、当院内科の阿部郁夫医師が、糖尿病について分かりやすく解説します。

どなたでも自由に参加できますので、お誘い合わせのうえご来場ください。

▶日時 5月11日(金) 14:00から

▶場所 葛巻病院「活・いきホール」

☎葛巻病院 ☎66-2311



県母子寡婦福祉連合会からのお知らせ

ひとり親家庭などの無料相談を行います

県母子寡婦福祉連合会では、離婚や養育費など日常生活において困っていることや悩みについて、弁護士が相談をお受けする相談会を行います。

▶日時 ①6月6日(水) 10:00～15:00
②7月25日(水) ③9月5日(水) ④10月24日(水)
⑤12月19日(水) ⑥31年1月23日(水) (いずれも同時間)

▶場所 久慈地区合同庁舎

▶対象 ひとり親や母子、父子家庭など

☎県北広域振興局保健福祉環境部 ☎0194-53-4982
久慈市母子寡婦福祉協会 ☎0194-53-2839

助成を受けられる 予防接種の期間
平成31年3月31日までの間に接種したとき
※秋以降は、毎年インフルエンザなどの感染症が流行する季節です。主治医と相談し、早めに接種しましょう。
接種できる医療機関
① 町内の医療機関では、葛巻病院と西島医院で接種できます。
② 町外の医療機関で接種を希望する人は、当該医療機関から接種可能かどうか確認してください。接種可能な場合は、接種に必要な書類を送付しますので、接種予定日の2週間前までに健康福祉課へご連絡ください。

予防接種を受けられない人
① 37・5度以上の発熱がある人
② 重い急性疾患にかかっていることが明らかな人
③ 過去に肺炎球菌ワクチンの成分によって、アナフィラキシーショックを起こしたことのある人
※アナフィラキシーショックとは、接種後30分以内に顔が腫れる、全身にじんましんが出るなどのひどいアレルギー反応を引き起こすことです。
④ その他医師が不適当な状態と判断した場合



▶高齢者用肺炎球菌ワクチンの接種対象者

接種対象者（助成を受けられる人）	接種回数	助成限度額
65歳 昭和28年4月2日生～昭和29年4月1日生	1回	6,000円 ※町内の医療機関で接種した場合の自己負担は1,900円です。 ※接種対象者のうち、生活保護世帯の人は無料で接種できます。
70歳 昭和23年4月2日生～昭和24年4月1日生		
75歳 昭和18年4月2日生～昭和19年4月1日生		
80歳 昭和13年4月2日生～昭和14年4月1日生		
85歳 昭和8年4月2日生～昭和9年4月1日生		
90歳 昭和3年4月2日生～昭和4年4月1日生		
95歳 大正12年4月2日生～大正13年4月1日生		
100歳 大正7年4月2日生～大正8年4月1日生		
60～65歳未満 昭和29年4月2日生～昭和33年4月1日生の人で、心臓やじん臓、呼吸器機能などに障がいがある人（身体障がい者手帳1級を持つ人）		

※これまでに、高齢者用肺炎球菌ワクチン予防接種を受けたことがある人は、助成の対象外です。



ご利用ください
初めて受ける方へ助成します
高齢者用肺炎球菌ワクチン予防接種

町では、65歳以上で肺炎球菌ワクチン予防接種を初めて受ける方に対して、接種費用の一部を助成します。助成の対象になる人は、毎年変わりますので、あらかじめご確認ください。